

別表六(二十五)
 「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)以後に終了する事業年度用

別表六(二十五) 平成三十・六・六以後終了事業年度分

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

21 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書きのいずれかに該当する場合は、この制度の適用を受けることができます。含まれませんが、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合		可	
革新的情報産業活用設備の名称	1		
資 産 区 分	種 類	2	
	設 備 の 種 類 又 は 区 分	3	
	細 目	4	
	取 得 年 月 日	5	・ ・ ・ ・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	・ ・ ・ ・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円 円 円 円 円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額 差 引 改 定 取 得 価 額 (7)-(8)		
法 人 税			
取 得 価 額 の 合 計 ((9)の合計)			
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 (27の①)			
継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (27の②)又は(27の③)		12	当 期 税 額 基 準 額
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)		13	(18) × $\frac{20 \text{ 又 は } 15}{100}$ 19
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)		14	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (17)と(19)のうち少ない金額) 20
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	(14) $\geq 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{5}{100}$	15	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7の④」) 21
	(14) $< 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{3}{100}$	16	
税 額 控 除 限 度 額 (15)又は(16)		17	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20)-(21) 22
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算			
		継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算	
		継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算	
		当 期	前 事 業 年 度 等
		①	②
			前 一 年 事 業 年 度 等 特 定 期 間
			③
事 業 年 度 等 又 は 連 結 事 業 年 度 等	23	・ ・ ・	・ ・ ・
雇 用 者 給 与 等 支 給 額	24	円	円 円
同 上 の うち 継 続 雇 用 者 に 係 る 金 額	25		
$\frac{\text{当 期 の 月 数}}{\text{(23の③)の 月 数}}$	26		
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (25)又は((25)×(26))	27	円	円 円
設 備 の 概 要			

「22」欄
 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00630」
 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

(注) 本制度は、生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)以後に終了する事業年度から対象となります。